

## 議 事 録

令和4年度 第2回堺市いじめ防止等対策推進委員会	
開催日時	令和4年6月30日(水) 午後7:30~午後8:30
開催場所	堺市役所 20階 第1特別会議室
出席委員	新井委員長、峯本委員、伊藤委員、種橋委員、井出委員 (欠席委員:島委員 広瀬委員)
事務局職員	教育長 長山教育監 竹内学校教育部長 永木学校教育部参事 生徒指導課 川端課長、江川主任指導主事、木田主任指導主事、 村垣主任指導主事
意見交換 案件	本市いじめ重大事態調査結果報告書の公表のあり方について

### <意見交換案件>

#### 資料1について

#### いじめ重大事態調査結果報告書の公開・非公開にかかる基本的な考え方について

- 一般人基準(STEP1)から特定人基準(STEP2)、つぎのSTEP3へと段階を踏んで整理しているのは良い。
- STEP2は特定人をどう見るかで、黒塗りの範囲が異なる。特定人を関係児童生徒、かなり限定された関係のことであれば、ほとんどが黒塗りになって内容がわからないということになる。
- 特定人基準で検討する際、どこまでの範囲を示すのかのせめぎあいとなるが、基準を定めておけば、堺市として毅然とした対応ができる。
- 関係児童生徒という言葉は、加害・被害の極めて周辺という捉え方をされるので、もう少し広い範囲で受け止めたほうが良いのではないか。
- 関係児童生徒以外の当該学校の生徒からみて特定される情報ということであれば、その旨を可能な限り、正確に書くほうが良い。
- STEP3の『意向に合理的理由があるかどうか判断したうえ』と言うのは、教育委員会が判断するが、合理的理由というのは分かりづらい。

○公表しないでほしいという明確な意向を持たれる場合の対処はどうするのか。公表をするかしないかは保護者の意向だけではないが、被害者保護者の意向を重視するのも大事である。課題や再発防止の提言のみ出すことがあるが、重大事態が発生したこと自体の公表もやめてほしいということがある。それを整理する必要がある。

○子どもや保護者の意向は変化する可能性がある。保護者の意向を確認する際、具体的な場面ではそこをしっかりと押さえながら確認していく必要がある。

○STEP2 で直接加害被害ではない周辺の子どもたちが居て、公開されることにより、自分を責めてしまうなど、二次的な被害が起こらないためにどうするかを視野に入れて黒塗りを考えることが必要。

#### 資料2について

##### いじめの重大事態 答申後～公表までの動き（手順）

○手順2において、「被害保護者の同意が得られない場合は公表しない」とあるが、再発防止に向けた社会的意義を考慮すると、課題や提言部分だけでも公表していくことが大切なので、丁寧に公表の意義等について保護者に説明することを考えてはどうか。

○手順3で、「加害側の保護者に報告書の公表について説明を行う」とあるが、加害側への説明時期は、報告書が公表されるという大枠の説明は初期にすることを前提としつつ、公表箇所の確認は公表箇所に影響を与える作業時期ではなく、公表箇所が確定された後とすべきではないか。

#### 資料1、2共通

○資料は内規ではあるが公開対象となるため、積極的に公開していく方が良いのではないか

○市民に理解していただくものとするには、文言の工夫が必要。